

自己資本の構成に関する開示事項（平成 25 年 6 月末自己資本比率）

【連結】

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	670,690		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		1a
うち、利益剰余金の額	411,080		2
うち、自己株式の額（ ）	7,593		1c
うち、社外流出予定額（ ）	-		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	312		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	-	53,064	3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	-		5
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	4,976		
うち、少数株主持分等に係る経過措置により算入されるものの額	4,976		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	675,979		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	-	6,782	8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	-	6,782	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	4	10
繰延ヘッジ損益の額	-	1,302	11
適格引当金不足額	-	32,503	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	67	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
前払年金費用の額	-	2,724	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	23	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	21

特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	25
その他 Tier1 資本不足額	13,161		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	13,161		28
普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額（（イ） - （ロ））（ハ）	662,817		29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	1,796		34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		33
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,361		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	1,361		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（二）	3,158		36
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	16,319		
うち、適格引当金不足額	16,251		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	67		
Tier2 資本不足額	-		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）	16,319		43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額（（二） - （ホ））（ヘ）	-		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額（（ハ） + （ヘ））（ト）	662,817		45
Tier2 資本に係る基礎項目			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		

Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	421		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	27,000		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	27,000		47
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	267		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	267		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	40,469		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	40,469		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	68,158		51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	16,251		
うち、適格引当金不足額	16,251		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	16,251		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	51,906		58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	714,724		59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	14,742		
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のもの。）に係る額	10,500		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）に係る額	4		
うち、前払年金費用に係る額	4,161		
うち、自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）に係る額	75		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	5,102,590		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.98		61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.98		62
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	14.00		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	63,527		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	3,695		73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	7,736		75

Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	267		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	713		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	27,229		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	27,000		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	3,000		85

（注）1. 上記は、平成 19 年金融庁告示第 15 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成 24 年 6 月に公表された「バーゼル に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書（資本構成の開示要件）」における開示様式に記載された項目番号です。

【単体】

(単位:百万円、%)

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	640,090		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		1a
うち、利益剰余金の額	380,480		2
うち、自己株式の額()	7,593		1c
うち、社外流出予定額()	-		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	312		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	-	49,921	3
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	640,402		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	6,686	8+9
うち、のれんに係るものの額	-	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	6,686	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	10
繰延ヘッジ損益の額	-	1,302	11
適格引当金不足額	-	47,657	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	67	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
前払年金費用の額	-	2,724	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	23	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	25
その他 Tier1 資本不足額	22,534		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	22,534		28

普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ)	617,867	29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		33+35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,361		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	1,361		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額	(ニ)	1,361	36
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	23,896		
うち、適格引当金不足額	23,828		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	67		
Tier2 資本不足額	-		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額	(ホ)	23,896	43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ))	(ヘ)	-	44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ))	(ト)	617,867	45
Tier2 資本に係る基礎項目			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		46
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	27,000		47+49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	3		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	3		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	38,184		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	38,184		
Tier2 資本に係る基礎項目の額	(チ)	65,188	51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	55

経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	23,828		
うち、適格引当金不足額	23,828		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	23,828		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	41,359		58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	659,227		59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	14,588		
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のもの。) に係る額	10,350		
うち、前払年金費用に係る額	4,161		
うち、自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) に係る額	75		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	4,936,427		60
自己資本比率			
普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.51		61
Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.51		62
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.35		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	58,515		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	1,870		73
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	1,415		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	3		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	289		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	27,133		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	27,000		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	3,000		85

(注) 1. 上記は、平成 19 年金融庁告示第 15 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成 24 年 6 月に公表された「バーゼル」に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書 (資本構成の開示要件) における開示様式に記載された項目番号です。